

# 小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式  
② 一問一答方式

質問件名 すべての人が安心して幸せに暮らすための権利である生活保護について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

2020年に拡大した新型コロナウイルス感染症は今年5月に感染法上の位置づけが2類から5類に引き下げられ少しずつ日常が戻りつつあり、これまで行われてきた新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮のための支援策としての住居確保給付金の要件緩和策は終了しています。しかしながら新型コロナウイルス感染症による生活への影響が完全になくなった訳ではなく、さらに食品や日用品などの価格高騰や光熱費の高騰などで市民の生活は依然として厳しい状況にあります。すべての市民が健康で文化的な生活が送れているのか心配です。国民の権利である生活保護を必要な人が適切に受けられるよう以下質問します。

- 1, 市内の生活保護世帯数と相談件数の直近5年間の推移をお示ください。
- 2, 生活保護受給に至る主な理由を5点お示ください。
- 3, 必要な人が生活保護を受けることができるように行っている周知や連携についてお示ください。
- 4, 生活保護受給者の健康維持管理には冷房や暖房の機器が必要です。冷暖房機器の購入、設置に対する経費の支給要件をお示ください。
- 5, 生活保護を受給しても持ち家で暮らしたいという声を聞いています。持ち家で暮らしながら生活保護を受給する場合、どのような条件、方法で可能になるのかお示ください。
- 6, 生活保護受給者のマイナンバーカードの取得率と、医療扶助のオンライン資格確認の導入の進捗についてお示ください。
- 7, 必要な支援を届けるためにはケースワーカーの心身の健康保持が必要です。配置の状況と働き方の工夫をお示ください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月28日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 さとう 悦子

受付番号【           】

27	26	25	24

-(        /        )